

令和4年 北海道議会 決算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 令和4年11月10日(木)  
 質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員  
 答弁者 総務部長兼北方領土対策本部長  
 総務部次長兼行政局長、改革推進課長

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 指定管理者制度について</b></p> <p><b>(一) 指定管理者制度の導入について</b>                      この間、教育委員会所管の指定管理について、あってはならない不祥事がありました。さて、地方自治体が指定管理者制度を導入する目的は、施設の運営コストの削減、行政コストの削減、サービスの向上などですが、これまで道が導入している指定管理者制度で運営している施設は、古いもので何年経過しているのかお知らせください。</p> <p><b>(二) 再指定について</b>                      指定管理制度で指定された事業者の再指定を行っている状況についてお聞きをしたいと思います。</p> <p><b>(三) 共通の根拠等について</b>                      その理由となる共通した根拠、また、変更に至った場合の根拠についてお聞きをしたいと思います。</p> <p>道立公園と自治体の公園が一体になって隣接しているというところで、自治体に指定をしているほかについては、申請者がいないという、いわゆる逆にいうと応募をするほど魅力がないということなのかなという風に思いますけれども、連続の指定がその結果だということだとすれば、これは問題があるのではないかなという風に思っています。</p> <p><b>(四) 制度導入による恩恵について</b>                      事業の安定性も求められるわけでございますけれども、道がこれまで指定管理者制度を導入したことによって、コスト削減と住民サービスの向上という目的は達成されたかもしれませんけれども、それは逆にいうと、受託した事業者およびそこで働いている従業員の厳しいコスト削減と営業努力がベースになっているという認識をお持ちなのかお聞きをしたいと思います。</p>	<p><b>(改革推進課長)</b>                      指定管理者制度についてでございますが、道では、平成15年の地方自治法の改正を踏まえ、公の施設の管理や運営に民間ノウハウを活用し、住民サービスの向上と経費の削減等を図ることを目的として、平成16年度に「北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を制定し、平成18年度から北海道立総合体育センターや道営住宅など39の施設に制度を導入したところであり、これらの施設は導入から16年を経過しているところでございます。</p> <p><b>(改革推進課長)</b>                      指定管理者の指定の状況についてでございますが、道では、指定管理者の指定に当たっては、隣接施設を管理する市や町を指定する場合などを除き、原則として公募を行い、選定委員会における選定手続を経て、道議会の議決をいただいた上で指定する手続となっております。こうした手続を経て、現在、2期以上連続して同一の指定管理者となっている施設は、道営住宅を除きまして37施設のうち33施設、道営住宅につきましても、40地区のうち36地区となっております。</p> <p><b>(改革推進課長)</b>                      指定管理者の指定の状況についてでございますが、2期以上連続して同一の指定管理者となっている施設につきましては、主に自治体が管理しているなどの理由で非公募となっているものや公募の際に他の申請者がなく、連続して同一の管理者が指定されたものでございます。また、指定管理者が変更となった施設につきましては、新たな事業者が応募をし、指定管理者の選定手続を経たうえで、変更になったものでございます。</p> <p><b>(総務部次長兼行政局長)</b>                      指定管理者制度の成果についてでございますが、平成18年度の制度導入以降、休日・夜間の開館や利用料金の各種割引など、指定管理者の創意・工夫により新たな取組が行われるとともに、こうした取組の結果、利用者の増加や利用料金の増収などにより、道民サービスの向上と運営効率化の両面で民間ノウハウが活かされ、制度としての効果があげているものと認識してございます。一方で、公募の際に一者のみの申請となる施設が多く生じている実態も踏まえまして、本年10月「指定管理者制度に関する運用指針」を改正をいたしまして、より指定管理者が柔軟な発想のもと、自主的に事業を企画でき、収入確保に繋げられるよう制度の活性化に向けた見直しを行ったところでございます。以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(五) 指定年限の延長について</b>  指定管理者の指定は、年限が原則5年と区切られているわけですが、この規定の妥当性についてお考えをお聞きするとともにですね、道の指定管理者の指定期間の延長をした施設数とその理由をお聞きしたいと思います。</p> <p>北見道立病院の部分は、これまでも過去に赤十字病院との経過があったから、これはこれで十分に理解をいたします。専門性があるところは、確かに北方領土の関係もあるかもしれませんが、他にも社会教育施設なんかでは、割と多くあるのではないかなという、気がしてるわけでございます。</p> <p><b>(六) 人事管理および給与実態について</b>  指定管理者との契約には事業者が得る適切な利益と、職員の給与が保証されているのか、それについてお聞きをしたいと思います。</p> <p><b>(六) 一 再</b>  それでは改めて、職員給与の基準についてお聞きをしたいと思います。</p>	<p><b>(改革推進課長)</b>  指定管理期間についてでございますが、道では、指定管理の期間につきまして、運用指針に基づき施設の目的や態様等に応じて、あらかじめ適切に期間を設定することとしており、平成31年度に、サービスの継続性や人材確保などの観点から、指定管理期間をそれまでの4年から1年延長し、5年間を基本にするとともに、その上限年数も8年から10年に見直したところでございまして、総務省調査によりますと、令和3年4月1日現在で都道府県の指定管理施設の指定期間は、約95%が5年以内でございまして、5年を超える施設の割合は5%程度という状況でございます。</p> <p>また、現在、道におきまして、指定管理期間の基本である5年を超える期間を設定している施設は、全体で38施設のうち2施設ございまして、北方四島交流センターは、北方領土問題に対する正しい知識と認識とともに、啓発事業の企画力が求められ、中長期的な運営ノウハウの蓄積や計画的な人材の確保・育成が必要となることから根室市を指定管理者として、指定期間を10年と設定しており、また、道立北見病院は、安定した医療サービスを提供していくため、長期の指定期間を設定することが必要との考えや他府県の状況なども踏まえ、指定期間を10年とし、日本赤十字社を指定管理者としております。</p> <p><b>(改革推進課長)</b>  指定管理業務費の積算についてでございますが、道では、指定管理者に支払う負担金については、「指定管理業務積算基準」を定め、選定時に、施設ごとに必要な額を積算しており、各々積算した人件費、物品費等、業務管理費及び一般管理費等の総額から、利用料金収入見込額を控除したものに、消費税を乗じることとしております。</p> <p>営業利益を含めた一般管理費等につきましては、施設ごとに、人件費、物品費等及び業務管理費の合計額に応じて一定の率を乗じて得た額の範囲内とすることとしておりまして、また、人件費については、給料手当や賃金の単価は、市場価格から乖離しない範囲内において、その業務内容や地域性等を勘案し、施設ごとに決定することとしており、社会経済情勢の変化を反映して積算することとしております。</p> <p><b>(改革推進課長)</b>  指定管理者の人件費の積算についてでございますが、道の「指定管理業務積算基準」では、指定管理者の給料手当や賃金の単価は、市場価格から乖離しない範囲内において、その業務内容や地域性等を勘案し、施設ごとに決定することとしておりまして、厚生労働省が実施する「賃金構造基本統計調査」の北海道における各職種の賃金単価等を基に積算しているものと承知しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(六) 一再々</b>  指定管理者につきましては、適正な運営が出来る利益がある意味必要だと思います。そこにいる職員はですねプロパー職員の他にも、派遣職員もいるということになります。最賃が守られているかどうか、これは大丈夫だという風に思うわけではございますけれども、5年で指定が切れるのであれば、5年で解雇されるという不安がモチベーションを下げるだけではなくて、スキルアップへの意欲もそがれるわけでありまして。職員給与と事業の安定的な持続についてお聞きしたいと思います。</p> <p><b>(七) 今後の指定管理の在り方について</b>  指定管理者が5年ごとの入札ということとなれば、業務に慣れてきたそこで働く従業員の方が職を失うということに繋がっていく、新たに指定された事業者は、一からその施設を運営しなければならないことになるわけでして、これでは施設運営のプロパーが育っていかないわけです。よりサービスはそこで低下していくということになっていくわけでありまして、事業者や従業員の犠牲の上に成り立っている制度ということになるのではないかとこの風に考えられるわけでありまして。</p> <p>人員育成や事業の安定、質の高い住民サービスの維持向上という観点からですね、指定管理者制度はどうあるべきかをお聞きしたいと思います。</p> <p>繰り返しになるかもしれませんが、5年、5年で切られるということになると安定性が非常にないわけでありまして、先ほども言ったように、社会教育施設等を指定管理にする場合はですね、そこで職員の方々が様々な企画をしたり、そしてそのために自分のスキルアップをしていくと。しかし、先々5年でこの職場が無くなるとか、先ほど例がありましたけど10年で無くなるというのであれば、モチベーションが下がってしまうといった状況になってくる。</p> <p>また一方では、事業にすれば一端その部分だけやれば後はもう知りませんよという感じになってしまうわけですから、そうではない指定管理のあり方をこれから模索していかなければダメだと思うわけです。</p> <p>ある意味、安定性のある雇用形態それから事業形態をきちんと作っていく、その中で、競争もあるかもしれませんが、自主企画をどんどんやっていって、住民のためのサービスがどんどんそこで膨らんでいく、これが目的だというふうに思っております。</p> <p>そこにいる職員の方々もですね、例えば、派遣職員の方がプロパになれたり、プロパの方々が少し昇級をしていったりとか、といったことができるようにしていかないとダメだというふうに思っております。</p> <p>そのことも十分に配慮してですね、これからの指定管理についての対応をお願いしたいというふうに思います。</p>	<p><b>(総務部次長兼行政局長)</b>  指定管理者制度についてであります。道では、指定管理の期間について、運用指針に基づき、それぞれの施設の目的や態様等に応じて、適切に期間を設定し、また、労働関係法令の遵守などを徹底するため指定管理者に対し、年に一度、道への雇用状況の報告を義務付け、雇用形態、賃金形態、雇用期間、賃金総額等を把握してございます。</p> <p>いずれにいたしましても、指定管理者制度の運用に当たりましては、事業者の皆様が公平・公正な条件のもと、民間のノウハウを活用することによりまして、質の高い公共サービスの提供が行われることが重要でございますことから、道といたしましては、指定管理者との意見交換を定期的実施するなどしながら、今後とも、適切に対応してまいります。</p> <p><b>(総務部長兼北方領土対策本部長)</b>  指定管理者制度について、今後の取組についてであります。指定管理者制度は、公の施設の管理運営に当たり、事業者の皆様が公平・公正な条件のもと、柔軟な発想による民間のノウハウを活用することにより、公共サービスの質の向上に繋げる制度であり、制度の運用に当たりましては、そのサービスの状況を把握しながら、民間の創意工夫が発揮できる環境を整備することが重要であると認識をしております。</p> <p>このため、道では、本年10月に「指定管理者制度に関する運用指針」を改正し、これまでの指定管理者に対する定期的なモニタリングの実施に加え、制度所管課も含め、定期的に意見交換を行うこととし、制度の運用状況や課題・要望等の把握に努めるとともに、指定管理者が柔軟な発想で自主財源の確保を図ることができるよう、自主企画事業の規制緩和などの見直しを行ったところであり、今後とも、施設の魅力向上や利用者の皆様へのサービスの充実がより一層図られるよう、不断に取り組んでまいります。</p>